

中期目標の変更について

地方独立行政法人法第 25 条第 1 項の規定により、設立団体の長は、地方独立行政法人が中期目標期間中に達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを指示、公表しなければならないとされており、この目標を変更したときも、同様とすると定められている。

また、同法第 25 条第 3 項の規定により、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないとなっている。

【 参 考 1 】 地方独立行政法人法

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。

当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(教育研究の特性への配慮)

第69条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(中期目標等の特例)

第78条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 略

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

【 参 考 2 】 中期目標・中期計画等の概要図

